



### お知らせ

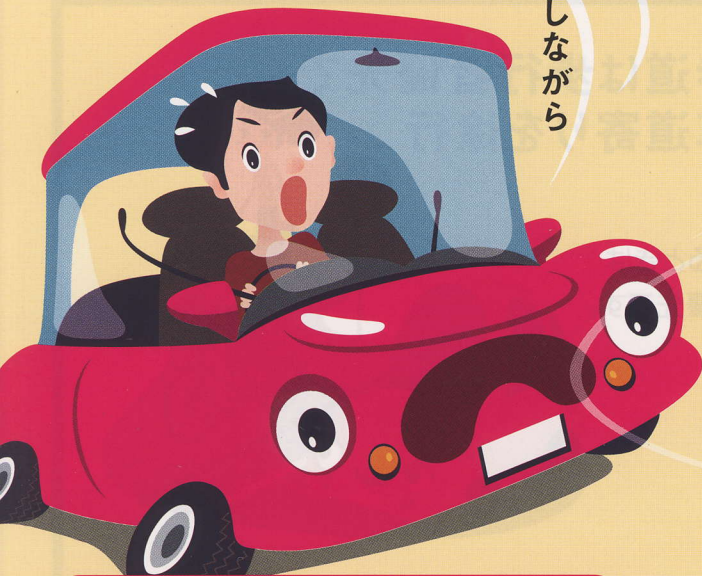
静岡県道路交通法  
施行細則の一部改正  
平成21年10月1日施行

道路交通法第71条第6号  
道路交通法第120条第1項第9号  
静岡県道路交通法施行細則第9条第4号

# 禁止

## 自転車運転中の 携帯電話操作

携帯電話を手に持って通話したり、  
ボタン操作をしながら運転すること  
又は、携帯型ゲーム機などを画面を注視しながら  
運転することが禁止されました。



### 自転車のルール再確認

#### 自転車の 傘差し運転禁止

静岡県道路交通法  
施行細則 第9条第3号

罰則5万円以下の罰金



#### 大音量で音楽等を 聴きながら 運転する行為禁止

静岡県道路交通法  
施行細則 第9条第6号

罰則5万円以下の罰金

※大音量: 警告音、緊急自動車のサイレン、警察官の指示等、安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聞くことができないような音量



#### 幼児2人同乗用 自転車のみ 幼児2人同乗可

静岡県道路交通法  
施行細則 第7条第1号

※幼児を自転車に乗車させる時は、ヘルメットをかぶらせましょう。



〔幼児2人同乗基準  
適合車マーク〕



交通安全はわたし達のねがいです ● JA共済



静岡県警察本部

